

【定期性預金各取引に共通する規定】

1. 【預金の支払時期】

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. 【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、預金証書と引換えに（通帳の場合は、当該受入れの記載を取消したうえ）、当店で返却します。

3. 【預金の解約、書替継続】

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄（通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前1項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。

4. 【届出事項の変更、証書・通帳の再発行等】

- (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、再発行手数料を申し受け、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

5. 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. 【印鑑照合等】

証書または通帳・払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

7. 【盗難証書・通帳を用いた解約または書替継続による払戻し等】

- (1) 盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額及びこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

なお、本条は個人の預金者のみの取扱いとさせていただきます。

- ① 証書・通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知がおこなわれていること。
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
- ③ 当金庫に対し警察署に被害届を提出していること。その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができない止むを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること及び預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書・通帳が盗取された日(証書・通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家族使用人によって行われたこと。

C 預金者が被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

②証書・通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われたこと。

(5)当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利益返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻し請求権は消滅します。

(7)当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は当該補てんを行った金額の限度において盗取された証書・通帳を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとします。

8. 【譲渡、質入れの禁止】

(1)この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期眼前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

2020年4月1日現在